

「土地収用法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 5 年 8 月 4 日から令和 5 年 9 月 2 日まで「土地収用法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見の募集を行いました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおり公表いたします。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○寄せられた御意見の概要と御意見に対する国土交通省の考え方

No.	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	「ウェブサイトへの掲載することを追加」というのは、既に義務が課せられている物理的な掲示・公示義務に加え、ウェブサイトに掲載すべき旨を追加するという理解で差し支えないか。そうではなく、物理的な掲示・公示かウェブサイトへの掲載かいずれかを選択できるようにするという改正なのであれば、国民等におけるデジタル・ディバイド対策が十分に進展していない中で、デジタル技術を十分に使いこなすに至っていない者を軽視しており、不適当な改正である。	ご理解のとおり、今回の改正は説明会及び公聴会を打ち切った旨の周知や、河川管理者が指定した水門等の公示について、書面での掲示に加えてウェブサイトにも掲載することを義務づける改正になります。
2	(1)の2点目で土地収用法施行規則を「同規則」と受けているが、土地収用法施行規則は省令であるから「同令」で受けるべきではないか。	「同令」は一般的に政令を指すため、今回の省令改正において用いるのは適切ではなく、「同規則」で受けることが適切であると考えます。
3	土地収用法施行規則第1条の3第2項に規定する会合を打ち切った場合、ウェブサイトへの掲載期間は、書面の掲示期間と同様、「当該会合が予定されていた期間中」という認識でよろしいでしょうか。  例) 9月1日の19時～21時に事業説明会を開催予定であったが、参加者0名につき打ち切った場合、書面掲示・ウェブサイト掲載はどちらも同日19時～21時を期間中とし、期間経過後はそれぞれ撤去・削除する。	ご認識のとおりです。
4	掲示・縦覧等情報～公開・縦覧等について「デジタル完結」とすることについては大いに賛成である。現状、官報や官公庁の掲示板への掲示等が広く国民の目に触れているとは言い難く、本来の目	賛成いただきありがとうございます。  また、土地収用法施行規則第13条に規定される補償等についての周知措置につきましては、

的を果たせていないことは明らかである。また、書面や掲示等による周知方法を採用すべきとされている手続きについては、まだインターネットがそれほど普及していない時代に制定されたものが多いと思料される。ところで、大多数の国民がインターネットにアクセスし、何でもインターネットを介して行うことが当たり前となった世の中の現状を鑑みると、掲示・縦覧等情報～公開・縦覧等についてもインターネットを介して行うこととするのが当然の流れと考えられる。

ところで、今回改正の対象となっているものの一つである土地収用法第 28 条の 2 に定める周知措置については、現状以下の措置を行うこととされている（以下、土地収用法施行規則第 13 条 1 項第 1 号及び第 2 号を抜粋）。

- ・土地所有者及び関係人が受けることができる補償及び次条各号に掲げる事項（以下「補償等」という。）の内容を記載した書面を、起業地又はその周辺の適当な場所において、これらの者に配布すること。

- ・前号の書面を配布する場所及び補償等の内容を起業地又はその周辺の適当な場所に掲示すること。

しかしながら、書面の配布及び掲示（書面の配布については起業地の存する市町村役場や起業者の事務所に備置されること、掲示については起業地周辺に看板を設置することが一般的と思われる）により、起業地の土地所有者及び関係人が補償等の内容を容易に知りうるかについては大きな疑問がある。例えば書面の配布や掲示については「起業地又はその周辺の適当な場所」において行うものとされているが、土地所有者及び関係人が必ずしも起業地又はその周辺に居住しているとは限らず、この場合、書面の配布を受け、又は掲示を確認するのは困難あるいは多大な時間と労力を要することとなる。さらに土地所有者又は関係人が起業地又はその周辺に居住している場合であったとしても、土地所有者又は関係人がわざわざ市町村役場等に出向いて書面を受け取ることは時間と労力を要するし、掲示については起業者が起業地周辺の任意の場所で行うことになるので、土地所有者及び関係人が掲示を見つけれない可能性も高い。

一方、これらに代えて起業者のウェブサイト等に掲載する方法であれば、土地所有者及び関係人がいつでも簡単に補償等の内容を確認することができるため、周知措置の制度趣旨により適ったものと言える。さらに言えば、市町村役場等への書面の配置や看板の設置等による掲示については、その効果に比して起業者側の労力や負担が非

検討の結果今回の改正対象から外れましたが、ご意見は今後の参考にさせていただきます。

<p>常に大きく（大量の書面の印刷が必要になるほか、市町村役場等とも綿密な調整が必要となる。また看板の作成には多大な費用が掛かるほか、設置場所の確保等も必要となる）、著しく経済合理性を欠くものと言える。</p> <p>以上のことから、周知措置の方法としては、書面の配布及び掲示に代えて、ウェブサイトへの掲載のみによることを認めることとすべきと考える。</p>	
---	--